

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和2年度）

住 所 香川県高松市香南町岡1312番地7

事 業 者 名 高松空港株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 小幡 義樹
 （役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ターミナルビル増改修における基準の維持	・今後計画されている増改修部分においても、移動等円滑化に関する設備の基準への適合を図る。（2020年度～2021年度） ・旅客ターミナルビルの増改修計画においてノンステップPBBの導入について検討する。（2020年度～2021年度）	増改修計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断することとした。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況			
 <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> 					

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
空港関係事業者相互の連携	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者毎の空港における乗降時の介助、誘導その他支援及び使用器具などの情報を空港関係事業者間で共有する。これにより円滑な連携により高齢者、障害者等への支援を図る。(2020年度) 空港内を高齢者、障害者等が移動するための課題を共有するために、今後、空港関係事業者と共同で利用者の導線に沿った確認作業を計画する。(2020年度) 	利用者の導線に沿った車椅子利用体験を実施し、利用者の目線及びバリアフリー上の課題確認を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページの改善及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 当空港のホームページにおいて高齢者や視覚障害者等に配慮した表示の在り方について検討する。(2020年度) 	当空港のホームページにおいて「お手伝いの必要な方へ」として高齢者、障害者等が空港内において利用していただける設備や器具などの情報を空港のホームページを活用して提供した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 空港会社社員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修モデルプログラムに準拠した研修を新型コロナウイルス感染症対策について考慮しつつ実施する。(2020年度) 本研修に空港関係者にも参加を呼び掛け、空港を利用される高齢者・障害者等に対するサービスの向上を図る。 	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、社内担当部署において、交通事業者向け接遇研修モデルプログラム資料に基づく研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・空港施設を車椅子利用者及び介助者の目線で視るとともに、当空港における車椅子利用者上の課題に気付くきっかけをつくること、また、ユニバーサルデザイン2020行動計画における「心のバリアフリー」の観点を養うことを目的として、車椅子利用者体験会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者は社内担当部署及びインフォメーションカウンター職員に限定した。

(3) 報告書の公表方法

当空港のホームページ上に掲載する。

(4) その他

—

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
高松空港 旅客ターミナルビル	香川県高松市	人 5,536	○	○	総数 5 旅客搭乗橋 設置数 (4)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合計) 計1ターミナル					総数 5 旅客搭乗橋 設置数 (4)			

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	—
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	—